

委員会提出第 1 号議案

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成25年 2 月 22 日

提出者 議会運営委員会委員長 手塚 歳久

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う
ものであります。

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

府中市議会会議規則（昭和31年9月府中市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 表決（第71条～第81条）」を

「第8章 表決（第71条～第81条）」

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致（第81条の2～第81条の8）」に改める。

第15条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第66条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致

（公聴会の開催の手続）

第81条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第81条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で意見を聴こうとする案件に対する賛否及びその理由を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者その他適当と認める者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前項の場合において、意見を聴こうとする案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（公聴会における質疑）

第81条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。ただし、公述人が議員に対して質疑をすることはできない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第81条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人の招致)

第81条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人に対する意見聴取については、前3条の規定を準用する。

付 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

新

目次

第1章～第7章 省 略

第8章 表決 (第71条～第81条)

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致 (第81条の2～第81条の8)

第9章～第16章 省 略

付則

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署して、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第66条 省 略

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致

(公聴会の開催の手續)

第81条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第81条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で意見を聴こうとする案件に対する賛否及びその理由を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他適当と認める者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前項の場合において、意見を聴こうとする案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

目次

第1章～第7章 省 略

第8章 表決 (第71条～第81条)

第9章～第16章 省 略

付則

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署して、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第66条 省 略

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(追 加)

(公述人の発言)

第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(公聴会における質疑)

第81条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。ただし、公述人が議員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人の招致)

第81条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人に対する意見聴取については、前3条の規定を準用する。

付 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

旧

(追加)